

平成25年11月29日

建設工事等指名業者 各位

津山市財政部契約監理室

指名競争入札における棄権（無断欠席）について

このことについて、最近指名競争入札において無断で応札を行わない業者の方が多く見受けられます。無断で応札を行わなかった場合、「津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第1（19）エ「入札を無断欠席したとき。」に該当し処分の対象となります。

指名競争入札における指名の通知は、原則として金曜日（同日が祝日の場合は翌開庁日）に電子入札システムから送信する電子メールにより行いますので、必ず電子メールの受信確認を行い、入札期間を確認したうえで、応札忘れのないようご注意ください。

入札の無断欠席の措置

津山市又は津山市水道局で、無断欠席を行った場合、嚴重注意処分となりますが、当該無断欠席の日より1年以内に再度無断欠席した場合は、指名停止処分となります。

津山市契約監理室ホームページ

<http://www.city.tsuyama.lg.jp/index.cfm/24,0,125,379,html>